

# 12月3日から9日は障がい者週間です

障がいのある人もない人も共に生きる社会へ

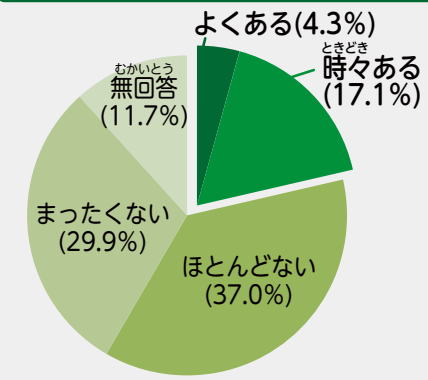
## ◎まずは、お互いの違いを知ろう

約21パーセント。これは、市内の障がいのある人が「差別を受けたり、嫌な思いをした経験」を「ある」と答えた割合です。一方で高齢化などにより、障がいのある人の数は、年々増加しています。障がいのある人もない人も、すべての人が安心して暮らすためには何が必要だと思えますか。社会には、様々な

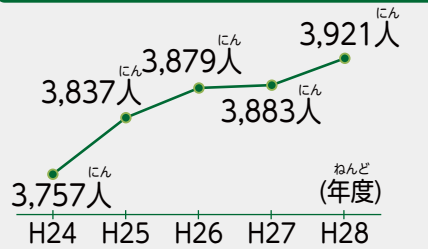
人がいて、性別、容姿、性格など、一人ひとり違います。まずは、「障がい」について知ることから始めませんか。知ることができたら、次は、どうすれば助け合っていけるかを一緒に考えていきましょう。

皆で考え、皆で行動してください。皆にとっても暮らしやすい社会になります。

### 差別を受けたり、嫌な思いをした経験



### 障がい者手帳所持者数の推移



「第4次直方市障がい者福祉基本計画」より



## わたし 私たちにできることは？

### あいて 相手の立場になって考える

親切のつもりが、かえって迷惑なこともあります。はじめに、相手にしてほしいことを聞いてから手助けしましょう。

### とくべつあつかい 特別扱いをしない

特別な目で見るのはやめましょう。同情するのではなく、その人のためになるお手伝いをしましょう。

### ひとり 一人ひとりの違いを理解する

障がいには、様々な種類や症状の違いがあります。障がいのある人の個性や特徴も一人ひとり違います。間違った知識や思い込みによる偏見をなくしましょう。

### しぜん きもち たす あ 自然な気持ちで助け合う

障がいの有無に関わらず、困っている人を助けるのは当然のことです。「お互いさま」という自然な気持ちで助け合いましょう。

取り組み

市では、障がいのある市民が同じ地域に住む者同士としてお互いを理解し、ともに暮らす「共生」という考え方に基つき、障がいのある人に関わる様々な施策を進めてきました。

昨年『障がいによる差別を解消し共生社会をめざす直方市条例』が県下の政令市以外の市町村では初めて制定されました。  
今後は、障がいのある人の権利を尊重し、障がいを理由とする差別のない心やさしい社会の実現に向けて努めていきます。



市の障がい者差別解消法に基づき、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供しています。

ヘルプカードを持ち歩こう



記入例

- 私は足が不自由です。不自由な足は右足です。手すりがあるトイレであれば一人でできますが、それ以外だと介助が必要です。
- 私は耳が聞こえないので、手話が筆談でお願いします。
- コミュニケーションが苦手で、失礼なことを言うことがあるかもしれませんが、本人には悪気はありませんので、ご理解ください。

ヘルプカードは、「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」をつなぐカードです。カードには、支援してほしいことや緊急連絡先が記入されています。  
このカードを持っていてる人を見かけたり、提示されたりした際には、支援をお願いします。カードが必要な人は、障がいサービス係までお問い合わせください。  
配布対象者：障がいのある人や高齢者、妊娠中の人も

障がいを理由とする不当な扱いを受けたら



**直轄地区障がい者基幹相談支援センター**  
かのん  
開所日時…月曜日から金曜日（祝日は休み）  
午前8時30分～午後5時  
住所…津田町7-20  
電話番号…24-1551  
ファックス…24-1552  
虐待専用…24-1556（24時間 365日対応）  
障がいのある人が地域で安心して暮らせるように支援しています。  
障がいのある人の虐待防止センターとして虐待に関する相談も受け付けています。  
一人で悩まずに、どんなことでも、まずはご相談ください。

障がいを理由とする不当な差別的取扱いを受けた、合理的な配慮を受けられなかった…このような困りごとがあるときは「健康福祉課障がいサービス係」または「直轄地区障がい者基幹相談支援センターかのん」までご相談ください。  
例  
○車イスを利用してからの、レストランへの入店を断られた。  
○障がいを理由に、スポーツクラブの入会を拒否された。  
○会議に招かれたので、わかりやすく説明してくれる人や資料が必要だと事前に申し出ても、何の対応もしてくれなかった。

問い合わせ…健康福祉課障がいサービス係（電話 25-2139）（ファックス 25-2135）